

第四十六回国会 文教委員会

議録 第二十五号

(六四四)

昭和三十九年五月十五日(金曜日)
午前十一時三分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事上村千一郎君

理事坂田 道太君

理事二宮 武夫君

理事山中 吾郎君

木村 武雄君

谷川 和穂君

中村庸一郎君

松田竹千代君

川崎 寛治君

長谷川正三君

出席國務大臣 文部大臣

鈴木 谷藤

出席政府委員 総理府技官

文部政務次官

(文部事務官長)

文部事務官

(文部事務官長)

ます。
かねて本件に対しても各方面から質疑をしてきましたが、この問題に首を突っ込んでみますと、突っ込めば突っ込むほど重大性を思はせられるのであります。この際私といたしましては、その区域内に住んでおるものといたします。でも、あくまでも検討に検討を重ねるべきだと思っております。御承知のように、本件が閣議了解事項としまして、輔君及び園田直君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員谷川和穂君及び松山千恵子君辞任につき、その補欠として谷川和穂君及び松山千恵子君が議長の指名で委員に選任された。

東京の人口解決、住居問題その他、今回の研究園都市としましては、文化、保健、防災等、あらゆる面におきまして、理想的な、前例のない都市を新設するということをうたって出発しましたこの研究園都市建設計画であります。ところが地元の反対その他悪条件が少し続きまして、今日その規模は縮小され、飛び地的な土地六百五十万坪に縮小されるに至つたために、最初の理想的な学園都市づくりは姿を消しました観がありまして、そこへ新たな問題がそれに関連して出てきたような次第あります。首都圈整備委員会や科学技術庁がうたつております表看板は、今までの都市は世界的水準の研究都市にするんだと誇示されておるのであります。今度の都市は世界的水準の研究都市であるが、今回のような縮小程度で、はたして世界的水準の研究都市に期待をしておられるかどうか、あるいは将来もつと用地をだんだんにふやして、それこそ世界的水準に拡大していく考え方があるのか、面積が狭くなつたという

ことで受ける影響は一体どんなことかということをお尋ねいたしたいのです。またもう一つ、これは地元といたしまして非常に懸念をしておるところでもあるが、一体区画整理地区はどういうふうな形で全体の姿を描いたのが四千ヘクタールでございます。その中で実際の施設用地として使いましたのは約四百八十万坪、残りの六百万坪以上のお地につきましては、国際的な研究機関の総合的な意思といたしまして、緑と空間と太陽が全体の六割を占めるような形でマスター・プランというものは描かれておつたわけであります。

ところが実際の地元との交渉の過程におきまして、御承知のように純農地帯でございまして、東京近郊のように市街地化することが直ちに自分たちの利益になるというふうな形で反映するような場所じゅりませんために、農地に対してはあくまで確保したいです。

こういうふうな地元の意向が非常に強くなりまして、それならばそういう農地はさわらないようにいたしましたが、したがって、山林地帯を主体にいたしまして、施設用地を組むということに改めたわけでございます。公共施設、公益施設、その他のものを加えまして、今度の用地といたしましては、第一次計画として六百五十万坪について組織したい。したがつて、あと残りの地域につきましては、都市計画的に見まして、純農地帯、つまり農耕地帯といたしまして農地転用を押えるような方法でいかが、あるいはまた空地地

お答えいたしました。

まず第一に、研究園都市の規模の問題でございまが、最初に打ち出したましに四千ヘクタールという形は、全體のマスタープランをつくりまして、その中で学校用地とかあるいは官庁用

お答えいたしました。

まず第一に、研究園都市の規模の問題でございまが、最初に打ち出したましに四千ヘクタールという形は、全體のマスタープランをつくりまして、その中で学校用地とかあるいは官庁用

て、今後の第二次、第三次の計画に対する準備をいたします。したがいまして、将来計画といったしましては、全体の約一千万坪につきましては、将来市街地ができるような態勢に残しております。くということで一応考えておるわけでございます。ですから、施設の過程といたしましては、年数にいたしましても、少なくとも五年ないし七年かかりますのでその過程において、順々に地元の方が御了解いただけるような態勢になりますと、その他の地域につきましても伸びていくような形になると思っております。

それから第二の点でございますが、土地取得の問題に関しましては、先ほど申し上げましたように、山林地帯を主居地といたしまして構成し、あるいは住居地域につきましては新住宅市街地開発法、それから官庁施設につきましては、一団地の官庁地区といたまして、残りの学校施設につきましては、教育施設としましての都市計画上の法的な根拠が与えられますので、税との關係もございまして、都市計画法を適用いたし、それによりまして収用のできるような体制を持っていくということです、一応地元と県とわれわれとの間の話が進んでおります。この点で、一応県のほうでは折れている形であります。ただ純粹の区画整理法の形でいきますと、免税措置が講ぜられてまいりますので、その点は地元の皆さんのはうに有利な形で御相談いたしたいといふふうに考えておるわけでございます。それから次の地元の方々に対する今後の対策の問題でございますが、これは農林省のほうにもいろいろお願ひしておりますが、ある場合によりまして

は、その中に若干の耕地の減る方もございますので、そういう方に対しまして農業改善を適用していただくとか、そういう方向で、いま小野川地区につきましては農業改善事業を実施いたしておりますので、それと関連いたしまして、その他の地域につきましても、できるだけ、農業改善その他の方法によりまして、耕地が若干減りまして、収入の上においては倍加するとしても、収入の上においては倍加するといふふうなことを考えていただく。あるいはまた事業費といいたしましては、先ほど申し上げましたように、少なくとも五年以上事業が統いてまいりますので、そういう点でまた収入の機会は非常にあえるということで、地元の方には決して御迷惑にならないようにしていきたい。それから、あわせて、先生も御承知のとおり、土浦の工業団地は間もなく売られるような体制になつてしまります。それから石岡の五十万坪につきましては、現在、三十八年度から買収に入っておるわけでございまして、これらの全体を合わせまして、五十万という人口構成の連合の形で措置を考えております。それらの入ってきます工場につきましても、逐次そういう地元の方々を採用していただくような条件のできる工場を誘致したいと、いううちに考えておるわけでございます。

まん中のところには総合的な住宅地域をつくりまして、病院その他の研究機関の合同会議所その他ものを全部付設いたしまして、各研究機関に対しましては御迷惑をかけない、あるいはまた今までのような非常に苦しい中で、東京で研究を続けてきた方々に対しまして、もっと落ちつい有利な態勢で研究が進められるような形にしていきたい。こういうことで工業技術院あるいは文部省の方々、各省の関係者と相談いたしまして、寄り寄り現在の施設の計画をいま進めておるところでござります。

○落合委員 私の質問した中で一つ抜けておるのがあるのです。十六万の都市をつくるという都市化ですか、それの具体的なお考えを少し述べていただきたい。

○谷藤政府委員 中心部につきまして南から北に向かいまして約十五キロ、幅にいたしまして約六キロくらいございますが、そのまん中に住宅団地ができることになっております。住宅団地につきましては先ほど申し上げましたように公益施設を全部つけることにいたしておりますし、宅地造成と公共施設と公益施設、これの町づくりは住宅公団、建設省が主体になりまして仕事を進めてまいります。それから各上ものにつきましては工業技術院関係は工業技術院のほうで予算をとりまして、その予算で建設する、あるいはまた研究施設の整備をいたすということになるわけであります。学校につきましては、官立学校がいまのところ大体三大学、これらにつきましては文部省のほうで一応予算をとつてつくるといふ体制になりますが、実際の建設の内

容につきましては、住宅公団に委託されると、どういう形をとるかといふところではまだ煮詰めてございませんが、それから私立学校につきましては、現在すでに相当の学校がございまして、約三十三校くらい申し出がございますが、熟度の高いものが約二十校あります。それらのものはすでに自分たちで用地買収、あるいはまた施設費の金を用意しておりますが、いつできるかというふうな体制にまできておるもののが非常に多いわけでございます。むしろ官立よりも私立のほうが早く進みそうな体制になっておりまして、ですから新住宅市街地法を使いまして、住宅公団が全部住宅地につきましては一括仕事ができますので、それらを合わせまして全体としてやりますが、上ものの予算につきましては、各省が各研究機関の予算をとつて建設にかかるというふうな形にならざるを得ない体制でございます。

道とによってとりあります。現在は連絡するという形になつております。しかしながら、将来の交通事情を考えますと、現在の一級国道六号では十分ではないというふうに私どもは考えております。したがいましてこれに対処しまして、東京からこの研究学園都市を経由いたしまして常磐地域に達します自動車道路の計画を持つております。それで現在その調査をいたしておるわけでございます。先ほど谷脇局長からお答えがございましたように、研究学園都市の建設にはかなりの時日を要するわけでございますけれども、この道路建設はこれよりも早くというわけにあるいはまいらぬかもしれません、とりあえずは、現在の一級国道六号線にまだ若干の余裕がございますので、これの部分的な改良をいたしまして交通処理をいたしておる。いずれこの交通事情の増加の状況を見まして、ただいま申し上げました自動車道路の建設に着手するというような考え方でございます。

した道の想定図ができておりますが、あれは県でかつてにやつたもので、国のはうとの相談でできたものではないのですか。

○谷藤政府委員 ただいま先生の御質問の道路計画でございますが、これは首都圏の中の整備計画といたしまして市街地開発の区域の指定もしくは重要幹線道路の指定という項目がございまして、前年度の三月三十一日の官報によりまして、この中で将来の首都圏計画、つまり五十五年までの首都圏計画の中で大体四十五年までの間に整備すべき事項として告示いたしました内容の中にある路線でございます。これは建設省のほうでは今年度から始まります五ヵ年計画によりまして、ちょうど、時間的には四十五年まで入っておりませんので、四十五年までの間にはあるというふうに私たちのほうは考えて、建設省のほうにもいろいろ御相談いたしまして現在のところは調査路線といふ形になつております。こ

ういう形で告示になつておるわけあります。

○落合委員 いま一つわれわれが予想しまして、これは予想ですかからあれですが、予想しまして、今度の学園都市の建設につきまして大きななそこにつの支障が横たわっているというのを、移転してまいる研究所有るいは学園の多数の要員、その人たちが学園都市のほうに移つてまいり、その行程が非常に問題になるのでありますと、先ごろ聞くところによりますと、そういう要員の家族を全員引つ越しといふよ

うな考え方のものとに國のほうでは進められている。だからして交通路も急速にこしらえなくても、いまの交通路を修繕したり、あるいは、たとえば私鉄がある程度で、いまのままでこれは温存しておいて、そうしてゆっくりと計画を立てて東京からの交通路をつくるといふようなことを聞いておるのでですが、その点は谷藤さんどうなんですか。

○谷藤政府委員 ただいまの職員の問題でございますが、この点につきましては工業技術院、文部省とよく相談いたしております。実は私は研究所に十八年暮らしておりましたが、研究所の職員の半分は夜学のほうへ行つております。そのため今度の計画につきましても特に文部省のほうにもいろいろお願いしております。実は私は研究所に十八年暮らしておるわけでありまして、家族の問題とか子弟の教育問題、あるいは都会生活者の方に出る不安、あるいは乏しい生活をする研究者たちのアルバイトの問題、これなんかは非常に重大な問題になつてくるのですが、政府はこれらの対策をどういうふうに考えておられるか。そうした不安や危惧が解消されつつあるとき、こうした流れを背景にした人員整理による異動計画ではないかというふうな疑心暗鬼な念を抱く向きもありますけれども、これはこれから職員につきましてもできるだけ、もちろん東京付近に家のある方もござりますので、全部引っ越せというわけにはいきませんけれども、現在宿舎なりそういうところに入つております方は全員引き取るということで、現在住宅地の中ににおける宿舎計画が進められておるわけでございます。したがいまして、距離的に見ましても土浦まで来ていただければいいわけですか

○落合委員 要するに、いまの学園都市の移転問題で少しもやらやめておるもののかつておるのは、結局たどりおるわけでございます。

○谷藤政府委員 ただいまの職員の問題でございますが、この点につきましては、今までの職員の問題、人的な移動という問題に非常に原因があると思うのですが、やはりその移転する人たちのあすへの不安ということが原因になつておるようなわけであります。家族の問題とか子弟の教育問題、あるいは都会生活者の方に出る不安、あるいは乏しい生活をする研究者たちのアルバイトの問題、これなんかは非常に重大な問題になつてくるのですが、政府はこの点につきましても、十分な施設をやりました。それは現在の各国立研究機関の趣勢でございます。したがいまして、研究所の職員に対しましてはより以上の優遇措置につきましてはあります。まだその他のレクリエーション関係につきましても、十分な施設をやりました。東京においてさえなかなか職員は研究機関に来てくれないと、いうのが現実の姿でございます。したがいまして、研究職員の人員整理といふような問題は、おそらく研究機関ではむしろ増していただかなければなりませんといふうに私は考えております。

○落合委員 どうぞそういうおそれの質問はこれで終わらうと思います。

○久野委員長 次に、三木喜夫君。

○三木(喜)委員 数年かかりまして、数億円の金をかけまして、私の地元の姫路城をいま竣工させようとしておりまして、六月の一日にこれの竣工式が行なわれます。これは文部省としましても、あるいはこの文教委員会としましても、これに對して相当の金をつぎ込んでおりますので、これに對するところのかなりの関心を持っていただかなければならぬ、このように思いました。研究所長もやつてしまりました。

現在の研究機関の中で職員の充足された機関はございません。これは現在あります定員につきましては全員宿舎に引き取らざる、そういうふうな中高層アパートをつくるということでおまの整備計画ができておるわけでございます。

○落合委員 要するに、いまの学園都市の移転問題で少しもやらやめておるわけではありません。ただし、このように思います。たいへんな御努力によりまして、国宝が再び山陽道にそのりっぱな姿をあらわしました。関係当局のたいへんな御努力に対しまして、私は衷心より敬意を表するのであります。特に現地におりまして、設計から工事まで終始一緒に変わらざる態度でこれを完成に導いておるわけあります。

○落合委員 要するに、いまの学園都市の移転問題で少しもやらやめておるわけではありません。ただし、このように思います。たいへんな御努力によりまして、国宝が再び山陽道にそのりっぱな姿をあらわしました。関係当局のたいへんな御努力に対しまして、私は衷心より敬意を表するのであります。特に現地におりまして、設計から工事まで終始一緒に変わらざる態度でこれを完成に導いておるわけあります。

そこで先般來、この姫路城の竣工に伴いまして、この竣工に努力したところの労務者の行くえというものを、文化財保護委員会の職員として十分考えもらわなければならぬということはいたしました。文部大臣はこれに対しまして、なま首を切るようなことはいたしませんという御答弁であります。私たち非常に安心をしておりました。しかしながら聞くところによると、姫路城を再建していただいたその後に、こうした泣く人があるといふやうなことでは、暗い反面が私は出でてくると思う。そこでその間の事情を一べんお聞かせいただきたい。一体どうなつておるのか。それが質問の要旨でございます。そのほかもう一件ございますけれども、一応姫路城の労務者の問題をひとつお答え願いたい。

〔委員長退席、長谷川(陵)委員長代理着席〕

○宮地政府委員 ただいまの御質問でございますが、分限免にいたした者が三名ございます。この三名の方につ

きましては、私どものほうといたしましては、これらの人々に姫路市から通える場所をぜひあつせんいたしたいと考えまして、国家公務員、地方公務員もさがしましたが、国家公務員、地方公務員で姫路市から通える場所という市内にございますが、そこへこれらの方々はどうしても国家公務員が地方公務員でなければいけないということをお世話を再三申しました。しかしこれらの方々はどうしても国家公務員が地方公務員でなければいけないといふ結果にならなかつたわけござります。したがいまして退職願いも出ない今までございますので、やむなく規定に従いまして分限免の発令をしたわけでござります。発令いたしました後も私のほうの課長が参りまして当人たちと会つて、発令をしたので終わりだという態度をとることなくお話しておりますが、やはり国家公務員か地方公務員ということをございまして、了承していただく段階になつてないというのが今までの経過でござります。

う実事はございませんか。またあなたの方のほうで説得できるのだ、こういうことで補助事業を選ばれたようですが、それが事志と違いまして、いますが、この二つの点についてお聞きいたしました。しかしもあなたの方の直接の部下が長いこと姫路城の労務に携わって、六月一日には晴れのべールを脱いで竣工式をしようと、そういうこのめでたいときに、そういう事態を起こしたということは、私は地元の一人として非常に残念に思いました。この二つの点についてお聞きいたしたい。

○宮地政府委員 不利益処分といふことで提訴をされるということは聞いておりましたが、正式に提訴されたかどうかは、我まだ通知を受け取っておりませんので存じません。

それから、私のほうでこれら分限免になりました三名の方を説得する自信があるというふうにおっしゃいましたが、私のほうでは、まあ形式ぼりますが、そういうことで申し上げた記憶はございません。私のほうが申し上げましたのは、できる限り姫路市から通える国家公務員か地方公務員、あるいは多少遠くなつても家がついている国家公務員か地方公務員という要望が大前提としてこれらの人々にある。しかしながら全部が全部の人にについて一〇〇%御満足のいくようななあせんはなかなかむずかしいので、私どもが考えております、たとえば国家公務員ではないが、地元から通える、そういうふたつなりでございますが、誠意を持つてそういうふたつとも先方の方々が歩み寄つていただければ、そういうふうにしたいというふうな気持ちも申し上げたつもりでございましたが、誠意を持つてそういうふたつともお話し合いすれば感じていただけであるうという期待はございました

○官地政府委員 不利益処分といふこと

が、そういう自信があるということを申し上げた記憶はございません。いずれにせよ、結果的にはこれらの人々がまだ就職されていない。それから、あるいは人事院に提訴するという事態になりかかっておると、いうことは、まさに遺憾には存じておるのであります。が、以上のとおりでございます。

○三木(喜)委員 いま、分限免になった者を続けてあっせんをするという努力をやつておる、こういうお話をですが、これは国家公務員、地方公務員には私は無理だと思うのです。

そこで、何の努力をされたのか。そしてそういうことは可能なのかどうか、この点についてお聞きしたい。

○官地政府委員 こういう場所で申し上げるのはいかがかと思うのでございますが、私のほうの課長とこれらの人人はもう十年来の間柄でございます。そういうようなことで、役人とか、あるいは課長と課員という立場を離れまして、人間的な話し合いも非公式にやっておるようでございます。そういうところでは課長としてではなく、課長の名前をあげまして、あなたの個人にお世話いただくのなら感じてもよいといつたような話もいままで途中にあつたようでございます。そういうようなことで、まあいろいろ人間的なつながりもございますので、話し合いは、私のほうはやはりお世話をしたほうがいいのではないかとの感覚でございました。ありがとうございます。

○三木(喜)委員 もう一つこれについてお聞きしておきたいのですが、これ

○官地政府委員 こういう場所で申し

らの三人の人は、当時の新聞によりますと、あなた方が言つたが言わないかは別にいたしまして、労働組合に非常に力を入れた。そういうことでとても世話をできないんだという名前のもので、ついにこれをオミットした、意図的にオミットしたという、こういう者の方が当時支配的だったわけです。この考え方は、労働組合に努力したということは、そこに勤めておる人々全部のためにやはり働いた。その人の待遇がよくなれば、勢い姫路城のお城の仕事をもはかかる。こういう関連性があるのですから、個人的に世話をされるなら、それだければありがたいと思うのですが、聞くところによると、人事院に提訴し、姫路城竣工という国費をたくさんかけた、りっぱな仕事ができ上がった陰に、こういう問題点を残しておくと、いうことは忍びないから、きょうはこのことを申し上げておるわけです。そういうことは今後続けられるならば、私はけつこうだと思うのです。それは間違いないですか。

七八

暗々裏に聞いておったのですが、特別史蹟の中に自動車教習所ができる、という企てが姫路のほうでできておつたようだあります。法人格で申請書を出しておるというようなものもある上ですが、しかし、一方で白鷺城を再現しようという重大な努力をしておられたようだあります。その特別史蹟のどまん中にこういうような自動車の練習所をつくって、しかも地元民の反対、姫路市長も二回にわたって反対の副申書をつけた。にもかわらず、文部省はこれについてこの申請を許している。いま工事が進行しておるということは、これもどうもあなた方のやつておられること、それ自体に矛盾するようと思うのです。この点についてお聞きいたしたいと思うのですが、そういうことはございませんか。

○宮地政府委員 御質問の点は、姫路市のお城の外堀の近くに白鷺園といふ福祉法人がございます。そこが建物を改築する。そういうことに関連しまして、その財源捻出のために自動車学校をつくりたい。のために一部現状変更の申請があつた。そのことを御指摘になつておるものと考えます。

この問題につきましては、私のほういたしましては、もちろん姫路城の内堀の外でございますが、指定地域内にそのような施設をすることは好ましくないというふうに考えました。しかしながらこの福祉法人は養老院といつたような福祉事業をいたしております。その施設が改築をしなければならない。そのため厚生省のほうからも補助金が出る。しかし自分の負担をす。その施設が改築をしなければならない。そのため厚生省のほうからも金額がないということで、一時的にそういう社会事業をするための財源捻

出という見地から臨時に自動車学校をつくりたい。それも年限を切りましてやりたい。それから自動車学校といましても、東京あたりの自動車学校と違つて、台数は十四、五台の台数で、ごく内輪な形でやりたい、こういうふうなところでございます。その地域は姫路城の北辺に当たつておりますが、その周辺には市民住宅あるいは刑務所その他いろいろな建物がござります。それで、そのいろいろな建物があります一番はずれでもございますし、また目的が、厚生省から補助金をもらつてやるような仕事の財源捻出のためにごくわずかの期間というようなことをでもございましたので、私のほうは必ずしも適切とは思いませんが、そういった性格等を考えまして、また姫路市、兵庫県、いずれも、できることならというようなことでもございましたので、私のほうとしましては嚴重な条件を付しまして許可をいたしました。

賛成していない。二回とも反対の副申書をつけたが」云々「しかし文部省が認可した工事を中止させる権限は市にない。いまのところ仕方がない」と答えた。このため委員会では工事の中止は望めないにしても、市の意向に合わせて、委員会としても公式な意向を表明する必要があると、設置反対を決めた。現在あなたの方はこれは設置許可された。そして市長は二回にわたってこれについて副申をつけておる。現在それについてまた反対の動きが市議会から起きてきた。こういうふざまなことを——地元民ということは市会がやはり意思を代表しておると思う。こういう状況が出てきたのは、これは姫路市にも問題がありますけれども、最初あなた方も、おっしゃるようにこれについては好ましくない、このようになります。あなたの方も、おっしゃるようにこれについては黒いうわざが流れているわけなんです。私は非常に遺憾に思いました。こういう特別史跡の中でこういうことをやつておきながら、それについて正当な理由はないじゃないですか。好ましくないとあなたは思つておりますが、これがどういう事業をしようがら、それがどういう事業をしようとも、どういふべきでありますよ。なぜ史蹟の中でやらなければならぬのか。そういうことをいつて、比叡山もどんどん自動車道路を拡張したりいろいろなことが行なわれて、なしくずし的に文化財保護の法律というものが空文化化しておる。そういうふうに思うのです。あなたのいま

おつしやった市民住宅があるとか刑務所があつてそれからはずれておる、こうおつしやいますけれども嚴重な調査をされましたか。テレビが見えなくなるといつて市民は反対しているのですよ。賛成ではないのですよ。いろいろないきさつを経て——このいきさつはあとで申し上げますけれども、賛成というようなかつこうが一部出てまつておる。いまの話では、わずかの期間これを許すと、こう言つてゐる。わずかの期間許したら、その文化財は踏み荒らされてしまうじゃないですか。それを保護するのがこの保護法じゃないですか。そういう法の管理のしかたをしてもらつということになると、まことに心外です。その点についてひとつはつきりした考え方を聞かせていただきたい。どうもあいまいで。

ことでもございます。そういったような考え方、それと、姫路城の総合整備計画というのを姫路市と相談してある程度考えております。ところがこの姫路城の総合的な整備計画を完全に実現しますのに、まだ三年うちとか五年以内に周辺の外堀から中にあるものは全部立ちのいてもらうとかいったようなことは、現実の具体的な計画としては無理でございます。そういったようなことから、将来の総合計画に暫定的にやることであれば、支障がないのではなかろうか。これがずっと自動車学校が居すわってしまう、あるいは大きな鉄筋コンクリートの建物を建てられてどうにもならないというような性格のものでなければ、福徳法人でもあるといつたような観点、それから県なり市なりの要望も勘案いたしまして、私のほうは許可した次第であります。

いう大きな意思があるのです、あるいはまた県という大きな意思があるのであります。そういうような公共の立場をすぐれども、これは當利の立場をとつておる。いなれば法人の名前ですけれども、私利を営むのです。その持つていぐところは社会福祉かもしれません。その先のことを——私はそこで養老院をこしらえるというならこれは問題がないと思うのです。しかしながら一つ飛んでおるじゃありませんか。公と私ということ、當利と公共事業といふこの考え方の上に立つたら、公共の立場をとればあなたが言うようなことが成り立つと思うのです。ところが違うのです。金もうけをするのです。金もうけして持つていくところがこうだというのです。そうすると、姫路のまん中で、しかも史跡のたいへん大切なところでいかがわしいことをやつても、その先がよければいいという論理が成り立つ。そんなことをすれば何が許されるかわからない、こういうことになるのです。現に住民の意見を聞いてみると、テレビが見えなくなる、そして学童があぶない、こういうようなことも言つておるのです。あなたの考え方の中に公私混淆——公の場合は、あなたの考えはそれでいいが、そうじやないのです。これは私的なものですよ。

の委員会で比叡山の自動車道路について御質問したのですが、今回の滋川の自動車道路は文部省から許可がおりたのでござりますか。

○宮地政府委員 審議会に諮問中でございます。

○落合委員 諮問中の場合には、実際の工事なら工事に手を下してもいいのですか。

○宮地政府委員 私のほうで許可か不許可が決定をするまでは、工事に手を出されては困ります。

○落合委員 そういたしますと、今日すでに滋川の方面には、自動車道路と想定されるようなところの大きな杉の木をどんどん切つておる、これは御承知ですか。

○宮地政府委員 承知いたしておりますせん。

○落合委員 どうぞその点はひとつお調べになつて、はつきりとした方法をとつていただきたいと思います。

○久野委員長 山中吾郎君。

○山中(吾)委員 あとで三木委員から法案の質問がありますので、短時間にお聞きします。

きょうの新聞で修学旅行の料金について、全国の旅館協会が一齊に直上げを決定した。これに対して公取のほうでは公取法違反だというので異議を申し立てておる記事がござりますが、結果はどうなつていますか。

○牧説明員 公正取引委員会におきましては、全関東団体旅館協議会と、それから関西団体旅館連絡会、この二つの事業者団体に対しまして、修学旅行団体の宿泊料金と、それから修学旅行団体の宿泊接遇基準と申しますか、

サービス基準ですね。こうしたものを引きめておることは違反だという結論を出したまして、昨日、いま申しました三団体に対しまして勧告書を渡しております。これに対しまして勧告に応諾をするかしないかの回答を求めまして、この回答の期限は、関東のほうは応諾期限が二十五日でございます。それから関西のほうは三十日ということになつております。その間に勧告に応諾するという回答がござりますと、勧告と同趣旨の審決がな行なわれる。それから勧告に従わないというような回答がござりますと、公正取引委員会といたしましては、あらためて審判開始決定というような手続になると思っております。

○山中(吾)委員 公取の方も、私文部省へ質問しますからお聞き願いたいと存ります。

修学旅行につきまして、文部省のほうでは修学旅行の困難な者に対しても補助まで出しておる。したがつて文部省としては重要な教育行事として援助もされ、補助も出しておりますのですから、重大な関心をお持ちになつておると思ひますので、その点は公取との横の連絡をとつて、そういう一般の物価の問題ということだけではなく、教育問題としてもよく連絡をとつて、やたらに引き上げるというようなことのないよう御検討願つておるのかどうか、局長にお伺いいたします。

○福田政府委員 この修学旅行の旅館の宿泊料の問題につきましては、これは数年前からの問題でございまして、私どもとしては文部省が直接これについてどうこうということは、いろいろな困難性がござりますけれども、おつ

しゃるようすに事実上修学旅行の児童生徒対しましては非常に重要な問題でございます。したがつて問題のあるたびに、公取の事務当局とも十分連絡をとりながら從来やつてまいつたわざでござります。しかしながら現実問題としては、これがなかなかいろいろ困難な問題がございまして、私どもの希望するようなところにはいつていな、というのが現在の実態でございます。**山中(吾)委員** いろいろなことを聞いてみたいのですが、時間がありませんので、結論だけお聞きします。

この記事を見たときに、どうも教育政策上まことに遺憾だと思ったのは、同じ高等学校の生徒で、全日制の生徒は六百円を八百円に上げようとする。定時制の高等学校は現在の七百円を一千円。高等学校の生徒を定時制と全日制に区別しておる。これは公取問題ばかりでなく、文教政策の問題だと思うのです。学校教育法において高等学校に全日制と定時制というようなものを差別せなならぬという思想は一つもない。また一方には池田総理大臣が閣議で全日制と定時制に就職を差別してはならないといつて、全国的にいろいろと各会社に勧告をした。その結果は十分その目的を果されていない。調べてみると、大きい会社はやはり定時制の者に対するは狹き門として差別を残しておる。ところが今度は修学旅行の宿泊料で差別しておるというのは、ぼくも、私はこういう機会に直すべきだとと思うのですが、これくらいは法律上権限がないといふのでなしに、話し合いをしておきたい。

○難尾國務大臣 従来からの経験もろうかと存じますので、まず初中局長から一応お答えいたさせます。

○福田政府委員 この点につきましては、おっしゃるよう私どもも教育的な見地から好ましいことではないと考えております。ところが御承知のように定時制高等学校の生徒の中には、年齢もかなり高くて、職業についておりまして關係上、せびるを看て修学旅行の際に行くとか、あるいはまた、年齢の関係上旅館の側から見ますと、たばこを吸つておるとかいうような関係で、一般的のサラリーマンと変わらないような状態で修学旅行をするというようなことがあります。私どもとしてはそういう点から申しますと、全日制高等学校の生徒と定期制高等学校の生徒とは教育的に何ら区別する理由はございませんので、修学旅行の際も定期制高等学校の生徒も制服制帽で修学旅行に行つてもらいたいというようなことで、実際上学校当局にはできる限りそういう指導をしてまいつておるわけでございまして。したがつて最近はだいぶ学校当局も反省してまいりまして、修学旅行にはやはり制服帽で一般の全日制高等学校と同じような状態で行くというような傾向になつてきております。しかしながらいま申しましたような実態がござりますので、旅館側としてはできるだけ区別できるものは区別していくこという傾向がありますことは、残念なことです。

○山中(吾)委員 質問は長引かないようになりますが、日本の修学旅行というのには、家庭が貧困であるために学校時代に一回は学校で習ったものを教育実習として見させるという外國と違った特別の意味がある。だからこそ修学困難な生徒、児童に対しても、その待遇が違うということはそのまま黙認しないで、説得して直してやるのが文部省の仕事だと思うのです。ことに一方は劬らきながら学校を行っている定期制の生徒なんぞ、むしろその子供には安くしてやるという常識が出るはずで、制服を着ていなければ理屈をただ局長がまあまあと言つてながめておる、そんな問題ではないと思う。これは公取の勧告があるときでありますし、いい機会でありますから、少なくとも高等学校の全日制、定期制は一つにするようにしていただきたい。私は公取の物価問題には触れません。文教政策としてそれぐらいは考えていいと、私はこの裏にはやはり全日制と定期制との差別觀があると思う。定期制のほうは学校教育としてはいたるものではないという考え方があるに違いない。何となれば、新聞を見ると、定期制の生徒と各種学校の生徒は千円と書いてある。だから全日制というのほんとうの学校で、定期制は半分の学校で、各種学校は学校ならざる教育だ、こういう論議もこの間したのですが、やはり差別觀があると思うので、この機会にこういうのを見正さず、よく御努力を願いたい。ぼくはきっと

計算の問題があるから、高い、安いは別です。しかし区別するということだけは直してやるべきだ。事実そういうことの中に定時制の生徒の劣等感も入ってくるわけです。就職をするときに差別をされ、修学旅行の宿泊料は高く取られるということは、現実に定時制の高等学校の生徒が——いつか新聞の授書にも出たことがあるし、そういうことを言っておるのですから、ささいなことであるけれども、私はこの機会に直していくことを要望しておきます。

が、この恒久化の中身について新聞あたりでもずいぶんいろいろ論議したわけですが、まず短大側の意見と文部省側の意見との食い違いはないか、こういうことが第二の問題点です。

○久野委員長 次に、学校教育法の一
部を改正する法律案を議題といたしま
す。

許します。三木喜夫君。
○三木喜夫君 委員 時間も過ぎております
すから、ごく簡単に疑問点について、
また基本的な問題についてお聞きいた
いのです。

大学協会、こういうところで大学制度をいろいろ審議する、あるいは教育制度の根本的な改正をねらって考えておられる。そうすると、いま恒久化といふが、恒久化がまた暫定化になるおそれがないのかどうか。そういうものが出てきたときには、恒久化ははかつたと言ひながらまた改変されるのではないかという一つの心配がある。この点について、基本的な問題ですから御答弁をいただきたいと思うのが一つ。全部まとめて申し上げておきます

恒久化に際しては、大学教育のワクの中
に置いてもらいたい。それからその日
的、使命等について、従来のものにな
し、はなはだしい変革を加えないとよ
くないとしても、それで名前は、
現行どおり短期大学という名称にして
もらいたいというような、その四点に
ついての御要望があつておるわけでござ
ります。また、公立の短期大学協会のほうに
おかれましても、この名称について、
あるいは法律の規定の方法につきま
して御要望があるわけでござりますが、
この点についても、姉妹はございません
ので、いわゆる短大側との点につい
て意見の相違があるというふうには考
えておりません。

度の入学者の率を一応確保するものいたしますと、現在約二十八万の入学者がございますが、それに対しで十五人くらい入学者のワクを広げる必要があるのはなからうかということになります。その際、四年制の大学と短期大学にこれを分けますと、従来の学年増募の比率から申しまして、大体四年制の大学は七万、短期大学のはうは三万といったような比率でよいのではなくからうかというふうに考えたわけでござります。その四年制の大学の七五のうち、国立は一万多程度、それから私学で六万程度というものが従来の実績で、かんがみて、大体妥当な線ではなからうかというふうに考えたわけでござります。もちろん私学で主として担当してもらう形になります約九万といいうものの増募に関連いたしまして、当然国としても、私学に対する経済的な援助の方策は考えなければならぬと思つております。現在いろいろな資料から一応の推計はいたしておりますけれども、これもやはりそのふえる学部学科の内容等によって非常に大きな数字の開きが出てまいりますので、もちろんこれも確定したわけではございません。また文部省としての方針が大体きまりまして、財政当局との折衝も当然起つてくるわけでござります。しかしいずれにいたしましても、この急増の時期におきまして、私学がいわばワクを広げて受け入れてくれる数に対しましては、政府としても、当然従来に増して非常な努力をして裏づけをしていくべきものというふうに考えておるわけでござります。

ていただかなかつたらいけないのではないかと思うのです。これは自民党的ほうにいたしましても、社会党的ほうにいたしましても、私学側にいたしましたが、文部省でもその必要を感じておられるのですから、来年度どういう意気込みでやるかということは相当重大な問題だと思います。高校急増の問題、これと今度は関連してきますので、十分考えてもらわなければならぬかと思いますので、以上要望して、私の質問は終わりたいと思います。

○久野委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十七分散会

文教委員会議録第二十三号中正誤

九四行誤
五勢力
努力正

